Check!

1-1 労働安全衛生法・安全衛生管理体制

事業者は、必要な管理者などを配置し、労働者の安全と健康を確保するとともに、より快適な職場づくりの実現を目指さなければなりません。本節では、労働安全衛生法の目的と安全衛生管理体制について学習します。

1 労働安全衛生法の目的　重要度 ★

労働安全衛生法は、次の内容を推進することにより、その目的を達成します。

▼推進事項と目的

推進	目的
・(き)危害防止基準の確立 ・(せ)責任体制の明確化 ・(じ)自主的活動の促進	⇒ ・(あ)安全と健康を確保 ・(か)快適な職場環境を形成

ポイント

- 労働安全衛生法の推進事項や目的は、穴埋め問題として出題されることがあるので、最初の文字「(き)(せ)(じ)(あ)(か)」と覚えましょう。

2 業種の区分　重要度 ★★★

業種は以下の3つに区分します。

(1) 区分A

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業

(2) 区分B

製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

(3) 区分C

その他の業種(医療業、警備業、金融業、銀行、不動産業、飲食店、社会福祉業、農業、畜産業、水産業、会計事務所、書店など)

ポイント

- 各業種が3つの区分のうち、どこに該当するのかを覚えましょう。
  区分Aは最初の文字「林(りん)、鉱(こう)、建(けん)、運(うん)、清(せい)」と覚えましょう。区分Bは業種が多いため、カテゴリごとに分けて覚えると効果的です。
  製造、インフラ(電気、ガス、熱供給、水道、通信)、卸売・小売(各種商品、家具・建具・じゅう器、燃料)、娯楽(旅館、ゴルフ場)、メンテナンス(自動車整備、機械修理)

3 安全衛生管理体制　重要度 ★★★

業種の区分に応じて必要となる安全衛生管理体制は、以下の表の通りです。

▼事業場の規模(労働者数)と業種の区分に応じて必要になる体制

業種の区分 / 体制名称	区分A	区分B	区分C
総括安全衛生管理者	100人以上	300人以上	1,000人以上
安全管理者	50人以上		選任不要
衛生管理者	50人以上		
安全衛生推進者	10人以上50人未満		選任不要
衛生推進者	選任不要		10人以上50人未満
産業医	50人以上		
安全委員会	50人以上※1	100人以上※2	設置不要
衛生委員会	50人以上		

※1　特定の業種では100人以上。　※2　特定の業種では50人以上。

練習問題(○×問題)

① 常時300人以上の労働者を使用する各種商品小売業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

② 常時100人以上の労働者を使用する医療業の事業場では、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。　頻出

解答

① ○　各種商品小売業は区分Bの業種なので、300人以上で選任します。

② ×　医療業は区分Cの業種なので、1,000人以上で選任します。